

市川市狭あい道路対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における良好な居住環境の確保及び安全で快適な街づくりの推進に資するため、狭あい道路対策事業を行う者に対し、予算の範囲内において、市川市狭あい道路対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 狭あい道路 市川市道及び国又は本市その他の公共団体がその敷地を所有する道のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により特定行政庁が指定したもの

イ 建築基準法第43条第2項第2号の規定により特定行政庁の許可を受けた建築物又は工作物の敷地に接する幅員4メートル未満のもの

ウ 市長が拡幅することが適当と認める幅員4メートル未満のもの

(2) 狭あい道路対策事業 次のいずれかに該当する事業をいう。

ア 狭あい道路に接する土地において行う建築物の建築及び駐車場その他の施設の整備に伴い、狭あい道路を後退線まで拡幅し、道路拡幅用地を市に寄附するために測量分筆登記を行う事業

イ 過去に狭あい道路に接する土地において行った建築物の建築及び駐車場その他の施設の整備に伴い、狭あい道路を後退線まで拡幅したが、測量分筆等登記を行っていない場合において、道路拡幅用地を市に寄附するために測量分筆登記を行う事業

(3) 狭あい道路の境界線 狭あい道路対策事業を実施する敷地と狭あい道路との境界線をいう。

(4) 後退線 狭あい道路の中心線からの水平距離2メートルの線（狭あい道路

が崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合及び狭あい道路の中心線からの水平距離を２メートル以外の距離にすることについて市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成１３年条例第３５号。以下「条例」という。）第９条第１項に規定する協議が必要な場合は、市長が別に定める線）をいう。

(5) 道路拡幅用地 狭あい道路の境界線と後退線の間にある土地をいう。

(6) 測量分筆登記 道路拡幅用地を分筆するために行う測量及び登記をいう。

（補助対象者）

第３条 補助金の交付対象となる者は、狭あい道路対策事業に係る道路拡幅用地を所有する者であって、市川市狭あい道路に係る道路拡幅用地の寄附の受入れ等に関する要綱（平成２５年５月７日施行。以下「寄附受入等要綱」という。）第５条第１項の規定により当該道路拡幅用地について寄附の受入れを可とする旨の決定を受けたものとする。

（補助対象事業）

第４条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、寄附受入等要綱第６条ただし書の規定により市長に測量分筆登記の手続を行うことを申し出た者が行う狭あい道路対策事業とする。

２ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる狭あい道路対策事業については、補助対象事業としない。

(1) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構その他これらに類する者が行う事業に伴い実施されるもの

(2) 条例第５条第１項第１号から第３号までのいずれかに該当する事業に伴い実施されるもの

(3) 分譲を目的とする一戸建ての住宅若しくは集合住宅の建築又は宅地分譲を目的とする宅地の造成に伴い実施されるもの

（補助金の額）

第５条 補助金の額は、狭あい道路対策事業のうち測量分筆登記に要した費用の額（この額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が２４万円を超えるときは、２４万円とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、市川市狭あい道路対策事業補助金交付申請書様(式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 測量分筆登記に要する費用に係る見積書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、当該申請書を提出する日の属する年度の11月10日までとする。ただし、当該年度の2月15日までに第10条の実績報告書が提出できるものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路拡幅用地に、抵当権、地上権、賃借権その他の本市が寄附を受けた際にその完全な所有権の行使を阻害する一切の権利(以下「抵当権等」という。)があるときは、規則第13条の規定による実績報告をするまでに、当該抵当権等を抹消すること。
- (2) 狭あい道路対策事業が予定の期間内に完了しないとき、又はこれらの遂行が困難となった場合には、直ちに、市長に報告すること。

(決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、市川市狭あい道路対策事業補助金交付可否決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更等の承認)

第9条 規則第8条の承認を受けようとする者は、市川市狭あい道路対策事業補助金交付申請事項変更等承認申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 市川市狭あい道路対策事業補助金交付可否決定通知書の写し
- (2) 補助対象事業の変更、中止又は廃止に係る資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の

可否を決定し、その旨を市川市狭あい道路対策事業補助金交付申請事項変更等承認可否決定通知書（様式第4号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、市川市狭あい道路対策事業補助金実績報告書（様式第5号）によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 測量分筆登記に要した費用に係る領収証の写し
- (2) 寄附受入等要綱第9条に規定する寄附申出書及びその添付書類
- (3) 境界標の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付を可とする旨の決定の日の属する年度の2月15日とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（額の確定）

第11条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市狭あい道路対策事業補助金額確定通知書（様式第6号）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 規則第16条の交付請求書は、市川市狭あい道路対策事業補助金交付請求書（様式第7号）によるものとする。

（決定の取消し）

第13条 規則第18条第3項の規定による通知は、市川市狭あい道路対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年5月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市狭あい道路対策事業補助金交付要綱の規定は、平成25年5月7日以後に交付申請のあった市川市狭あい道路対策事業補助金について適用し、同日前に交付申請のあった市川市狭あい道路対策事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月8日から施行する。